

大谷學報 第二十二卷 第四號

十王經の研究

泉 芳 璟

本研究の目標——正統經典と非正統經典の別——十王とは何ぞ——その典據——十王經に二種の傳本——梗概——
淨土見聞集——地藏十王經の拙劣——成立年代——預修十王經は藏川の作にあらず——日本文學に現はれたる冥界
の事項は十王經に先行す

○

十王經とは如何なる經典であるか。それは人死して後冥途に於いて十人の王者の許で審判を受けると云ふことが主として説かれてゐる經典であり、少くとも印度にはこんな經典は見られない。支那の道教の要素が多分に含まれ、日本の民間信仰が豊かに盛られ、同時に今日尙ほ日本の民間信仰に思想的連絡あり、又影響を及ぼしてゐることも多大である。固より正統經典と見做されないこの種の經典には從來研究の手があまり延ばされてもゐないし、動もすれば織田得能氏の佛敎辭典のやうに「卑陋にして見るに堪へず」と一蹴せられ勝である。これはかのパーリ三藏中の天官事、

餓鬼事に對し、ウインテルニッツの如きが既に「不愉快な作品だ」ぐらゐに輕蔑の眼で見てるのと一般、一應は尤もであるとも首肯されぬことはないが、然しながら一方又日本の民間信仰、隨て佛教徒の日常生活の中に、これ位汎く行き互り、これ位よく融けこんだ思想を、これまであまり研究の對象として取扱はなかつたことに學徒としての手落もあるやに思はれ、殊に今日此頃では佛教の葬送に關して、所謂神道家との間に若干の摩擦めいた事象が報ぜられ、少くとも葬祭のことが一應再認識せられねばならぬ時代にあつて、これを取上げるのも全く無駄でもあるまいと思はれるのである。とにかく此處で十王經なるものの正體如何を突き留めて見たいと思ふのである。

十王經の思想がかくも深く民間信仰の根柢を培ふに至つたのには、これが背景となつた日蓮作の十王讚嘆抄とか、天台の隆堯の十王讚歎修善抄などが與つて大に力あつたものと思はれる。前者は法華の勸説を目的とすること勿論であるが、後者はこれを刪補して彌陀念佛の勸説に轉じたもの、兩者俱に死者に對する追善を唱道したものである。存覺上人の淨土見聞集は全く異つた立場からこの十王經が利用せられ、蓮如上人も御文に「死出の山路」とか「三塗の大河」とかの語を以てこの經を取り上げられた點、宗門人としても一考なくんば濟まぬ所であらう。

○

この經典はともかく佛教經典として正統なものと見らるべきではない。然し一體經典の正統非正統を區別する標準は何であらうか。如何なる經典にしたところが、或る時代に誰かの手によつて編纂せられて經典の形式を取つたものである限り、洗ひ立てたら結局五十歩百歩なのではないか。然しさうは云ふものの從來二つの方面からその標準が定められてゐるやうである。即ち一は外的標準とでも云ふか、それは一應支那撰述の各種の經錄の上に其の存在が確立

してゐるか否か。又隨て譯者は誰で、何代の何年頃翻譯されたか。この場合云ふ迄もなく印度將來の梵本から翻譯されるのが慣例である。この素性が明瞭であれば正統經典としての折紙が附けられる。然らざる場合、その價值は疑はれ、或は疑似經、僞經等の烙印が捺されるわけである。次には内的標準とも云ふべき内容の検査である。内容が種類の點に於いて矛盾し、撞着し、佛教として筋が通らず、人を愚にしたやうな胡麻化しが有つたり、馬脚を露はすが如きものがあつては正統經典たるの資格は與へられない。

貞元錄第二十八には梁僧祐の語を引いて云ふ、

「眞經は體趣融然深遠なるも、假託の文は辭意淺雜なり。玉石朱紫逃形する所無きなり。(中略) 進んで遠く西域に適きしを聞かず。退いて東賓に承譯せしを見ず。我聞戸牖に興り、印可胸懷に出づ。後學を誑誤し、良に寒心に足る。既に躬ら見聞する所、寧ろ敢へて黙して已まむや。嗚呼來葉慎んで察せよ焉。」

これは大體經典批判の標準を定めたものである。經錄では既に出三藏記集第五に道安は二十六部の僞經を摘出して云ふ。

「外國の僧法、學ぶに皆跪いて口受す。同師より受くる所、若くは十、二十轉して以て後學に授く。若し一字の異あれば共に相推校して便を得て之を損す。僧法縱す無し。經晋土に至りて其の年未だ遠からず。而も事を喜ぶ者沙を以て金なりと標し、斌斌如たり。而も括正無し。何を以てか眞僞を分たんや。農者禾草俱に在れば、后稷之が爲に嘆息し、金匱玉石絨を同じくすれば下和之が爲に耻を懷く。安敢て學次に預り、涇渭雜り流れ、龍蛇並び進むを見ては、豈之を耻ぢざらむや。」

法經錄卷四には衆經僞妄の下、五十三部九十三卷の僞經を擧げて云ふ。

「前五十三經は並號眞に乖く。或は首に金言を掠め、而して末に譎讖を申ぶ。或は前に世術を論じて後に法詞に托し、或は陰陽吉凶を引き、或は神鬼禍福を明す。諸此の如きの比ひ僞妄灼然たり。今宜しく祕寢以て世患を救ふべし。」

大唐内典錄卷十、歷代所出疑僞經論錄の下には、

「昔隋祖開皇經錄を創定し、僞濫を校閲し、卷將に五百ならんとす。己に總て焚除せり。今人中に流傳し猶ほ未だ銓叙せず。既に是れ法穢なり。之を略すべからず。」

と云つて多くの僞經論の名を列ねてゐる。僞經が隋代既に五百部もあつたとは驚くべきである。

開元釋教錄第十八は全卷をこれが爲に割き、且つ僞經の內的批判を試みて居る。その中僞經の定義を下して云ふ。
「僞經とは邪見の造る所、以て眞經を亂るもの也。大師影を韜してより向た二千年、魔教競ひ興りて正法衰損す。

自から頑愚の輩有り。惡見迷心にして諸經を僞造し、流俗を誑惑す。邪言正を亂す。哀しまざるべけんや。今恐らくは眞僞相參り、是非一概す、譬へば夫れ崑山寶玉瓦石と流を同じくし、瞻部の眞金鉛鐵と共に價を齊しくす、今件別を爲して眞僞分つべし。庶くは涇渭流を殊にして後患を貽すなかれ。」

又佛名經に就て「南無法顯傳經」とあるの愚を指摘し、「乃ち是れ東晋平陽の沙門法顯、往て天竺に遊び、自から行迹を記す。元と是れ經に非ず。法寶の中に置くこと誤謬の甚しきなり」と云ひ、次に南無富樓那南無彌多羅尼子とは「此は是れ一人の名を分ちて二唱と爲す、次に南無阿難羅睺羅、此れ乃ち二人の名を合して一と爲す。斯の如きの謬

妄其の敷寔に繁し。廣く陳ぶ能はず」と頗る痛烈に評してゐる。

又要行捨身經に就て

「右の一經は何人の造る所なるかを知らず。邪黨盛んに行はる。經の初に題して云く、三藏法師玄奘譯と。按ずるに法師の所譯に此の經有ること無し。僞謬の情昭然見るべし。且らく四件を述べて用て愚心を曉さむ。一、僞經の初に、王舍城靈鷲山と云ふもの、靈鷲山の名は古譯經に有り。奘法師譯して皆鷲峰と曰ふ。今靈鷲と言ふは一つの僞彰也。僞經の初又靈鷲山屍陀林側と云ふもの、諸の傳記を按ずるに、其鷲峯山は摩伽陀國山城之内宮城の東北十四五里に在り。豈都城の内、而も棄屍を安ずるの處有らんや。事既に然らず二の僞彰也。(下略)」

又既に出三藏記集に出てゐるが、齊末江泌の處女尼子年纔かに九歳にして閉目靜坐して經を誦出するのであつた。十六歳にして夭亡するまでに二十餘種の經を誦出したと云ふ。この類其他にも多い。又三階教の信行が相當に多くの經典を作つてゐる。尙ほ簫子良の抄經の類を加へると實に驚くべき多數の非正統經典が開元錄編集の當時に既に世に行はれたのであつた。

そこで今この十五經を僞經とするか如何かに就て、香山院龍溫師の如きは僞經の名を嫌ひ、感得經典であると云ふ。それだと齊末江泌の處女尼子の誦出した類の經典と云ふことになる。然しそれにしても正統經典としての座席が與へられぬことは同じことであらう。私は汎く非正統經典として取扱つて差支へないと思ふ。

經典の内容機構を説く前に十王とは何であるかに觸れて見よう。十王とは(一)秦廣王、(二)初江王、(三)宋(或は宗に作る)帝王、(四)五官王、(五)閻羅王、(六)變成王、(七)太山王、(八)平等王、(九)都市王、(一〇)五道轉輪王であるが、これら十王の中、第五の閻羅王は閻魔王のことであつてよく知られてゐる。隨つて佛教經典の上にその傳統を跡づけすることもできる。然しその他の王の名稱は印度に於いては全く知られないものである。これら十王が人の死後罪の審判に當ると云ふ、所謂十冥官の思想は支那で道教が佛教に影響した一例である。これは唐代に道明和尚が冥途へ行つて十王が亡者を審判する有様を見て歸つて世に傳へたと云ふのが始である。佛祖統記第三十三の十王供の下に「世に傳ふ、唐の道明和尚、神地府に遊び、十王の亡人を分治するを見、因て名を世間に傳ふ。終に多く此の供を設く」とあるのはこれである。又同第四十五、歐陽修が夢に十王を見て後に佛教に歸したといふやうな傳説もある。又既に冥府審判の王者として五道王とか五官王とか云ふ名稱は六朝時代の灌頂經第十二又は淨度三昧經(續藏八十七卷)等に見え、たとひこれらの經典の價値に疑問があるにしても無量壽經、平等覺經などの悲化段に既にこの思想の片鱗が覗はれる。故に道教の思想が佛教中に混入したことは相當に古いものである。然し唐代に至つて十王の思想は一般に民間の傳説となつて、死後には必ず十王の審判を受くるものと信じられるやうになつたものらしい。

又佛祖統記の同處には十王の名稱の起原に就て若干の考證めいたものがなされてある。「十王の名字、藏典傳記の考ふべきもの六、閻羅、五官の二名は三長齋に引く提謂經に見え、平等(王)は華嚴感應傳に、郭神亮使者のために追はれて平等王の所に至り、若人欲了知の四句の偈を誦するに困つて放廻せらるることを得たり。泰山(太山王のことか)は譯經圖紀に沙門法炬、金貢泰山贖罪經を譯す。孝經援神契に(云く)、泰山とは天帝の孫、人魂を召すを主とる」

初江(王)は夷堅志に池州の郭生夢に冥府に入る。王揖坐して謂て曰く、「我は是れ西門の王郎なり。冥司我が忠孝正直にして物を害せざるを録し、初江王と作るを得てより一紀なり」と。秦廣(王)は夷堅志に南劍陳生既に死し、其の弟の女、二鬼の導いて宮殿に至るを見る。曰く、「秦廣王なり」と。王、女に謂て曰く、「伯の苦を救はんと欲せば八師經を轉すべし」と。女、家人を寤し來り、經を得、僧を請じて誦すること千遍、兄の夢に、弟來りて謝して曰く、「已に天に生ずることを獲たり」と。

右の考證の中、三長齋に引く提謂經と云ふは同卷の次上に三長齋と題する下に提謂經が引いてあるその中に、「福多き者は司命に勅して閻羅五官に下し、罪を除き、祿を増す」とある。然しこの提謂經は既に早くから烙印を捺された偽經である。この種の疑はしい經典ならば大灌頂神咒經にも「爲五官所得」とか、「諸五官伺候之神」とか見えてゐる。次に平等王に就て、華嚴感應傳を擧げてゐるが、これは垂拱三年(六八六)の出來事として書かれてゐるものである。の如くである。

「垂拱三年四月中、華嚴藏公、大慈恩寺に於いて華嚴經を講ず、寺僧曇衍講主と爲り、講を散じ、無迹會を設く、後藏公崇福寺に往き、大徳成塵二律師に巡調す。時に慶律師藏公に報じて曰く、今夏賢安坊中の郭神亮檀越、身死して七日を經、却て蘇して寺に入りて禮拜し、薄塵を見て自ら云ふ、傾忽に暴し已つて近く更生を蒙る。當時に使者三人有り。來り追うて平等王の所に至る。罪福を問ひ已りて當に罪を受くべし。令して使者に付して引いて地獄に送らしむ。將に入らんと欲するに垂んとして忽ち一僧を見る。云く、我れ汝が地獄の苦を救はんと欲す。汝をして一行の偈を誦せしめむ。神亮驚懼し、僧に救護を請ふ。『早く偈文を賜へ』と。僧偈を誦して曰く、『若人欲

了知、三世一切佛、應當如是觀、心造諸如來」と。神亮乃ち志心に此の偈を誦すること數遍するに、神亮及び合同の受罪者數千萬人、此に因つて皆苦を離るゝことを得て地獄に入らずと。斯れ皆檀越の説く所なり。當に知るべし此の偈能く地獄を破る。誠に思議し難し。(下略)

然し此に平等王とあるのは單に閻魔王のことを稱して云ふたのかもしれない。それは五會法事讚に「不怕三塗平等王」とあるも、これを必ずしも十王經に依るものとは斷定し難い。平等王は閻魔王の義翻である。慧琳音義第七に「閻魔王梵語冥司鬼王名也(中略) 古人譯爲平等王」とあれば、平等王は結局閻魔王と云ふこととなる。尤も十王中のそれもこの異名を別立して平等王としたのであらうけれども、華嚴感應傳の時代に十王が認められたとも思はれぬから、統記のこの考證は蓋し的外れたものである。

次に泰山又は太山に就て譯經圖紀の沙門法炬の下には「以金貢泰山贖罪經」なる經名が見える。孝經援神契は今現存せぬが、古微書卷二十七に引かれてゐる。その中に「泰山天帝孫也主召神魂」の語見ゆ。善導の法事讚上にも「閻魔王天子五道太山」とあり、泰山又は太山は支那山東省にあり、五岳の一にして東方にあり、東方は萬物の生ずる所と云はれ、人死すればその魂は泰山に到るとせられ、遂には泰山の神は人の生死を支配するものと信じられたのである。加之その泰山の神はよく人の魂を召して到らしめ、よくこれを使令すと云ふ。事文類聚前集、搜神記等にも見えてゐる。泰山府君と云ふのはこれである。

次に初江王と秦廣王に關して引かれてゐる夷堅志は宋の洪邁(一一三三—一二〇二)の作にかゝる小説であつて、鬼もかく秦廣王、初江王の名が冥界の王者として宋代民間に知られてゐたといふ一例である。然しこれは寧ろ遲きに過

ぐる一例で、既に「唐の道明和上神地府に遊び十王の亡人を分治するを見た」と云ふ前條に照せば、その名稱の考證は少くとも唐代以前に採らねば本當でない。然しそれは先づ統記の編者には不可能であつたらしい。宋代の小説まで引用して結局漸く六王だけの名を跡づけたが、宋帝、變成、都市、五道轉輪の四王は蓋し考ふべき資料が無かつたのであらう。要するに十王の名稱は的確な典據を求めることは大部分不可能と云ふことになる。

註① 地藏菩薩像靈驗記所載、清泰寺沙門智祐感應地藏記に「沙門智祐は西印度の人なり。天福年中に來至して清泰寺に住す。

所持の像經の中に地藏菩薩變像並に本願功德經梵夾あり。其の像相中央圓輪の中に菩薩の像を畫く。帽を冠して寶錫を持せり。左右に十王の像あり。(中略) その本は西域に在り」と云ひ、之を印度所傳の如く云ふも、十王各々の名稱は概ね支那の稱呼なるのみならず。亦その形像も支那の道服を着せるを以て考ふるに、此の傳説は固より信するに足らず。又十王圖は釋門正統第四に唐の張果始めて之を畫くと云ひ、燉煌、朝鮮、本邦等にも相次いで畫かれ、その遺品も多し、近時スタインの燉煌千佛洞より發見せしものは有名なり。

註② 灌頂經第十二藥師琉璃光經に「閻羅王は世間名籍の記を主領す。若し人惡を爲し、諸の非法を作し、孝順心なく、(中略)是に於いて地下の鬼神及び伺候者は五官に奏上す。五官は料簡して死を除き、生を定め、或は精神を注録するも、未だ是非を判ぜず。若し已に定らば閻羅に奏上す」。又淨度三昧經に、「凡そ人に戒なく、復た七事行なくんば、死して地獄に屬し五官の司る所と爲る。錄命は地獄の天子に屬す。天子を閻羅と名づけ、佛界を典主す。(中略)外監、五官、都督、司察、司錄、八王、司者、司隸等あり」。

○ 註① 次に十王經には二種の全く異つた傳本がある。一は支那傳來で、具さには佛說閻羅王授記四業逆修生七往生淨土經と云ふ。(續藏第二編乙第二)。これは既に鎌倉時代の初期に日本へもこの經が渡つたらしい。それは良忠の法專讚私記

の中にこの經題が引用されてゐるので知られる。然し日本では別に一種の十王經が製作せられて現に今日まで傳つてゐる。この日本傳本が普通に十王經と呼ばれるもので、内題には佛說地藏菩薩發心因緣十王經となつてある。略して地藏十王經とも呼ばれるものである。所で支那の傳本はいつしか散佚して、今日では見ることができぬが、然し近來發見されたものに佛說預修十王生七經なるものがある。これも續藏の右同處にあり、又建仁寺塔頭兩足院には朝鮮潭陽龍泉寺の刊本があり、萬曆三年（一五七五）の刊行ではあるが、成化五年（一四六九）の跋がある。この預修十王生七經は支那の傳本として擬せられし失傳の十王經に近いものであることは疑ない。内題から判斷するにこの預修十王生七經は成都府大聖慈寺沙門藏川の述となつてゐるが、初には「謹んで闍羅王預修生七往生淨土經を啓諷し、誓つて有縁を勤め、五會を以て啓經し、入讚し、阿彌陀佛を念す」と云ふ文があつて、佛說闍羅王授記四衆逆修生七往生淨土經と經題を擧げ、讚に曰くとして七言四句の讚文がある。この書き方は讀むものに決して藏川がこの經の作者と云ふやうな感じを與へない。寧ろ經文の敬信者弘通者といふ態度が見られる。次に「如是我聞」等と經文を擧げて讚頌を挟み、かくて或る一定の處から以後はあまり經文は擧げずに只多く讚頌のみが擧げられる、これ恐らくは傳を佚した十王經その儘の姿ではあるまい。經文を幾らか省略して只五會法要に使用するために偈讚を多く列ねたものであらう。然し孰れにしても十王經の支那傳本の面影はこれで大體は捕捉し得られると思ふ。

そこで經の梗概を擧げると次の如きものである。

如是我聞、一時佛、鳩尸那城の阿維跋提河の邊、娑羅雙樹の間に於いて將に涅槃に入らんとしたまひ、舉身光を放ちて普ねく大衆を照したまへば、天龍神王天王帝釋、四大天王、大梵天王、阿修羅王、諸大國王、闍羅天子、大山府

君、司命、司録、五道の大神、地獄の官典悉く來集した。時に佛は閻羅天子に未來世成佛して普賢王如來となり、華嚴と名くる淨土に住するとの記削を與へられる。すると阿難が問を起し、閻羅天子は何の因縁を以て冥途を處斷し、復た此に佛の記削を受けるに至つたのは如何なる次第であるかを問ふ。これに對して佛の説きたまふやう、二つの因縁による。一には琰魔王は不思議解脫不動地の菩薩が極苦の衆生を化益せんがための化現である。二には戒律を犯したために、琰魔王から墮落して大魔王となり、多くの鬼神を統御して閻浮提中の一切の罪人を審判するやうになつたのである。今や因縁已に熟して成佛の期が到つたのである。

若し人この經を造り受持讀誦せば死後地獄に入らず、三塗に生ぜず。在生の日殺父、害母、齋戒を破り、生類を殺し一切の重罪を造り、地獄に入るべきも、若し此の經及び諸尊の像を造らば記して業鏡に在り、閻王歡喜して其人を放免し、富貴の家に生れしめるであらう。若し善男子善女人、生七齋を預修するものは、毎月二回三寶を供養し、十王に祈り、その名が天曹地府の諸官に奏上せられ、記して帳簿に在り、身到るの日は樂處に生を得べく、中陰四十九日の間、順次十王の處に留められる憂がない。若し一齋を闕く時は必ずその王の處に留められて苦を受く。故に必ず預修の生七齋をなすべきである。

時に地藏菩薩を首とせる諸菩薩は異口同音に世尊を讚嘆し、佛足を頂禮し、閻羅天子、六道の冥官も共に禮拜して發願すらく、「若し經を造り、一偈を讀誦するものは地獄の苦楚を免かれしめて天道に生ぜしめん」。

閻羅法王は最後に佛に對して「世尊よ、我等諸王はみな使者を發して亡人の家を検べるであらう。使者は黒馬に跨り、黒き幡を把り、黒衣を着て各々亡人に就きて何の功德をなせしかを検してそれ／＼膝に名を記し、罪人を抽出

し、誓願に違はじ」と白し上げ、かくて佛は經名を宣して奉行せよと命ずる。

以上經の散文の部分の梗概であるが、その間には七言五言の讚頌を混じり讚頌は散文の意味を反覆することになつてゐる。然るに終りに至るに隨ひ、十王の名と忌日とを配當して散文は少く讚頌が多い。この中十頌だけは日本の傳本にも同一のものが見える恐らく轉寫せられたものであらう。

○

日本の傳本即ち地藏十王經は、題下に成都府大聖慈恩寺沙門藏川弘通なる文字がある。慈恩寺の恩の字は後人の挿入で恐らく支那傳本の太聖慈寺が正しいであらう。この藏川なるものは從來十王經の作者とせられたが、前にも云ふ如く作者ではあるまい。然し十王經に關係する人物として重要な位置を占めてゐるが、遺憾ながらその傳記は全く不明である。經の梗概は次の如くである。

如是我聞、一時佛、鳩尸那城跋提河邊沙羅雙樹入涅槃處に在して、諸の大聲聞は前後を圍繞し、無量の菩薩皆悉く集會し、天人大に會し、五十二類皆來つて雲集した。前分の後遺教の前である。

爾時世尊、大光明を放ちて閻魔國を照し、默然として住したまふ。時に閻魔王、十大王衆、獄司、候官、司命神、司録記神、閻魔使者、羅刹姿、無量の異類、無數の鬼神、部類從屬忽然として地より涌出し、恭敬供養して合掌して佛に向ふ。

この最初の書き出しは支那傳本と極めてよく似てゐる。然しながら似てゐるのは只此の處だけであつて、其の他は全然異つたものである。加ふるに文句は太だしく和奥を帶び、屢々和語の挿入を見る。

爾時世尊、還た光明を内れて閻魔法王に告げて言く、「この娑婆國は一切衆生罪障深くしてみな地獄に墮在す。我れ世尊に非ずんば誰人か慈を起さむ、孔雀等の經は百年の壽を與ふ。然も終には盡く。冥途の受苦は極苦中の苦なり。我れ今略して説かむ。」かくて法王は大に歡喜し、世尊を讚嘆し、世尊は此に説法を始め給ふ。

一切の衆生命終の時至れば、閻魔王は奪魂鬼、奪精鬼、奪魄鬼の三卒を使はし、死者の三魂を縛して門關樹の下に至る。この樹、冥府の入口にありて、鋭き刃のやうな荊棘を生じてゐる。樹上には無常鳥と拔目鳥と云ふ二つの怪鳥が栖む。罪人この樹の下に至る時、一鳥の云ふ、「我れ汝が舊里に於いて鷓鴣となり、怪語を示して別都頓宜壽と鳴く」(吳語の去所(家命に近し)。又一鳥の云ふ、「我れ汝が舊里にして化して烏鳥と成り、怪語を示して阿和薩加と鳴く」(吳語の病來將(家命に近し))。この警告を無視せし罪を懲らしめむ」と云ひ、腦漿をすゝり、眼球を抜き取る。この處如何にも兒戯に類する叙述である。別都頓宜壽は「ほととぎす」に漢字を配したものらしく、阿和薩加は烏の聲を擬せしか。吳語の云云は全く出鱈目に過ぎぬ。門關樹は左右兩方にあるが、通過する亡者の罪咎重ければ兩樹相逼つて腿を破り、膚を割き、骨を挫き髓を漏らす。次に死天の險阪にかゝる。死して天までに死を重ぬるが故に死天と云ふとは牽強附會も勉めたりと謂ふべしである。險阪に杖を尋ね、路石に鞋を願ふ。然れば男女葬送に三尺の杖を具へ、その杖頭に、地藏の狀、並に隨求陀羅尼を書き、鞋を墓處に置く。これらも奇怪な書き様である。

存覺上人の淨土見聞集の叙述は二つの傳本の孰れとも異ふ所がある。これは如何いふ資料に據られたものか詳かでない。而も文體簡明、詞藻高雅、若しこれが日本所傳の十王經の文に基くものとするれば實に敗素化して齊案となると謂ふべきである。曰く、「はじめて罪門關樹のもとにありて悲の涙を中有のちまたに流す。たのみをかけし親族は故

郷に泣いてわれを知らず、こゝろにたくみし罪業は前後にまつはりて身を離れず。(中略) しかうして後、暴風吹ききたりて關樹の葉を吹き落すに、ことごとく劔となつて身を貫ぬく。その葉こがしはの如し。劔の身に立つ多少によりて業の淺深を知る。その後死出の劔山をこえて奈河の幽岸にいたる。此に前と異つた罪門關樹の名も注意すべく、暴風吹いて樹葉の身に立つことなど全く十王經の何處にも見られない事項である。

二七日には初江王、その前路に葬頭河があり、その渡場を奈河津と云ふ。渡るべき場所が三段になつてゐて山水瀨、江深淵、有橋渡と云ふ。王の廳前に衣領樹、その樹蔭に奪衣婆と懸衣翁の二鬼が居る。見聞集の「二七日のとき初江王の廳につく、すなはち脱衣鬼をめてして罪人の衣をぬがしめ衣領樹にかく。枝の低昂にしたがひて罪の輕重を定む。もし慚愧の衣を着ざれば身の皮を剝がる。苦忍ぶべからず」とあるものは是である。身の皮を剝がることも經に見ざる所である。十王經の文は卑俗醜陋見るに堪へざるものである。

三七日宋帝王の廳前には惡猫大蛇亡人を苦む。四七日五官王の宮殿には秤量舍、勸録舍ありて業量の輕重が知られる。五七日の閻魔王の下には閻魔王國の記述、その宮殿の相、淨願梨鏡のことがあつた。見聞集の「頭をつかみて面を玻璃の業鏡にむかふ」とあるのが是である。この下に尙ほ地藏菩薩の因位發願の説話がある。六七日以下は追善の力を渴望する相が特に目立つて記される。第三年五道轉輪王の下、淨土見聞集には「青衣の俱生神をもて罪人をひきゐて暫らく魂宿華のもとにしてしばし故郷を見せしむ。契をむすびし男女はとつぎを改めてわれを忘れ、たのみをかけし子孫は罪をつくりて弔はず。娑婆の妻子をうらみ、自身の罪報を悔いて、黄なる涙を垂れ、血の汗を流す、この時罪業を滅せざればつひに泥羣に落つ」とあるは如何なる資料に據られたものか知れ難いが、妙手よく灰白なす幽

暗の世界煉獄の相を描寫して實に簡潔精妙である。

要するに經は五七日の閻魔王に於いてその頂點に達せしものと謂ふべく、地藏菩薩を説いて終極を告げたのである。此に地藏本願經から取つた記事が挟まれる。最後に佛性常住のこと、諸行無常の偈があつて、諸王は熱惱を離れ、大衆歡喜して涅槃處を去つて閻魔國に還つたとなつてゐる。

地藏十王經の文句が拙劣にして低調なることは既に玄智景耀師も考信錄四に、指摘してゐる所で、即ち左の如くである。

經中の怪しむべき文句

正しき言ひ方

依ニ我レ此レ覺智一。依ニ我レ此レ理一。

我レ依ニ此レ覺智一。我レ依ニ此レ理一。

山水瀨。江深淵。有橋渡。

河川に瀨とか渡とか云ふは和名。應に津と云ふべし。

無レ衣寒苦逼ニ自身一

責と逼の字を混用す。

非ニ無レ慈逼ニ後王逼一

和訓同じきが故に誤るか。

如何

業秤の量に斤目兩目

是れ甚だ奇なり。分目の語を用ふ。

敢不レ信レ之

不ニ敢信レ之

低レ耳聞

側レ耳聞

留レ目見

注レ目見

我閻浮ヲ如レ見

如ミ我見ニ閻浮一

殊テ向テ閻浮ニ於ニ人衆同分一

殊は特に作るべし。衆同分の如き新譯の名目を用ひ古經に擬せんとす。笑

ふべし。然しこれは「人衆に於て同分に」と讀ませるつもりかもしれぬ。

至リ須叟ニ之頃一見ニ所作業一

須叟に閻浮へ至るならば至の字上に置くべからず。

還リ須叟ニ

不ニ甘情一（預修十王生七經にもこの句出づ。強て咎むべきにも非ず。）

甘心と云ふ意ならむも韻のために甘情と云か。稍奇なる字なり。

天尊

世尊のことか、奇なる字面なり。

偈みな詩の如く韻を定む

他經に例まれなり。

長秋

長春とは云ふも長秋は奇なり。

可ニ代ル不レ代ラ者

和語なり。

不レ令レ得ニ高官一

高官の語奇なり。

應ニ於テ當身一

當當の語奇なり。

雨ニ雨成ニ五穀一

雨雨の語奇なり。降雨又は澍雨と云ふべし。

從ニ空佛一聞ニ此授記一

空佛とは虚空所現の佛と云ふことか、奇なり。

即時動レ地即天雨花一

地自から動くならば地動とすべし。

大乘第三果位。

如何なる位か怪むべし。

若罪逼シテハレバ惡ム

冥途中陰身。

設シ親禁入シテ獄ニ。子靜居ニ家哉。

聞ク他善ニ憎ム。

前分涅槃中如廣說。

爾時大衆。聞佛所說。皆大歡喜。

皆悉作禮。而去涅槃處。還闍魔

王國。信受奉行。

まだ拾ひ出せばいくらもあるかと思ふが、以上考信録の指摘だけでもこの經が頗る低調であつて識者の好尚と背致することは明白である。「卑陋讀むに堪へず」と一蹴せられても決して文句は云へぬのである。然し支那の傳本は名文でないまでもさまざまに經典の體裁をなさぬ程でもない。只日本の地藏十王經に至つては露骨に無學ぶりを發揮し、手のつけられぬまでに愚劣の限りを盡してゐる。

註① 十王經の註釋に關しては先づ禪珍の十王經鈔五卷。内題には選註とあり。需正校訂すと見ゆ。禪珍は勢州桑名の人とあれど傳記明かならず。了意(或は惠)の纂註三卷註解十三卷。叶阿の科註地藏十王經六卷あり。日蓮上人の十王讚嘆鈔は建長六年の作、餘外御書に收む。隆堯の十王讚嘆修善鈔二卷。永享五年の作。これらは十王經に關する法談と云ふが如きものなり。註にはあらず。かなり奔放に餘事を辯ず。淨土見聞集。延文元年の作。存覺上人の識見より十王經を利用せられし説教。これに關して講錄若干あるも、香山院龍溫師の玩索記(真宗大系二九)は博引旁證恐らく辯中の白眉なり。

これも逼は責なるべし。

中陰は中有なり。今の場合中有とは云ふべからざるに似たり。

かゝる文章豈華人の言ならむや。

これと語なり。漢文の法に非ず。

如の字前分の上に置くべし。

皆の字重複す。尙ほ大衆悉く。闍魔王國へ還れるやうに讀めるも、恐らく

さにあらざるべし。文章拙劣のためなり。

註② 十王讚嘆抄「其の時獄卒鐵棒を以て打さく。息もつじかず絶え入りぬ。さらば其のまゝ消えもせて、面かはりせずやがて活く。之に依て此の山を死出の山とは云ふなり」と解釋せり。

註③ 十王讚嘆抄には淺水瀨、橋渡、強深瀨とあり。

そこで今これらは一體何時頃こんな形を取つて世に現はれたか。その成立年代を考察することがやがてその正體を突留めることに役立つと思はれる。この地藏十王經には卷末に跋文が附いてゐる。これはやはり奇怪なものではあるが、一應これを手懸りにするより方法はない。即ちそれは左の如くである。

右本末記曰。嚴佛調三藏云。此經梵本非多羅文。三昧之内。眞佛示現。授此經梵文。從三昧起。先書竹帛。然後修習。從北天竺。到支那國。大聖文殊。於照耀殿。爲許流通。時天聖七年十一月也。小慈芻原孚。普化衆信之緣。廣開消罪之路。因以入梓。永爲流通。伏願十號至尊。垂拔苦與樂之慈悲。十殿冥侯。惠記善錄惡之赦宥。地獄化爲淨刹。鏝湯變作清涼。

此に右本とあるのは古本の寫誤である。それにしても、この文章は極めて曖昧模糊で、誰が授かつたものやら、又流通したものやら判然しない。然るに選註の作者禪珍はこれを左のやうに書き直してゐる。

古本末記嚴佛調三藏云。此經非多羅葉梵本。吾入定時。眞佛示現。演說此經。從三昧起。尋書竹帛。從北天竺。到支那國。以此竹帛梵文。自加修多羅藏矣。即是漢嘉平年中也。然後歷八百餘歲。慈恩寺藏川法師。點檢經藏之時。偶然得此經梵文。自翻譯勤行不怠。一夜大聖文殊化現。示藏川法師。

曰。勤令流通。維辰大宋仁皇帝天聖十年霜月也。是故藏川發大誓願。廣令流布。或名預修十王經。或名闍羅授記四衆預修經。乃同本異譯也。莫速疑□(一字)。

禪珍は如何なる根據でこの文章を訂正したのか詳かでないが、「以上舊本末記」と云ひ、「當時流布の末記と稍異り。蓋し傳者の添削に依りて升差あるを致す」と云ふ。根據は詳かでないにしても、大體の意はやゝわかるやうになつた。そこで思ふにこの跋文は一體支那の傳本に附加せられてあつたものである。現在の支那傳本には見られないが、文中に「預修十王經」とか「闍羅授記四衆預修經」とか云つてゐる所から見ても知れる。日本傳本は支那傳本の跋文をそのまま轉寫したものと見える。するとこれは支那傳本の跋文であり、日本傳本の私有すべきものでない。やはりもとの通り支那傳本へ返すのが至當であつて、日本傳本にとつては寧ろ贅疣である。然しさうした所でやはり困つたことには嚴佛調といふ人は、梁僧傳(第一)に見えてゐる所では、支那臨淮郡の人、後漢靈帝光和四年の頃譯經に従事せるも、曾て印度に行きしとも見えぬ、「北天竺より支那國に到りて」はおかしい話になる。又藏川の傳は全く不明であるが、この慈恩寺は誤で、大聖慈寺である。支那傳本の題下にあるのが正しい。この藏川は成都の人とあるから、自然隣疆湖南の法照禪師の五會法事讚に倣ひ、讚頌によつて十王經を諷誦し、讚詠せしものなることは現存の預修十王經の體裁が雄辯に物語る所である。即ち讚頌を以て五會法要を行ひ、その讚頌は經文の意を重説したものであるから藏川述としたのも至當である。決して譯でも作でもないのである。又弘通とした所にも意義が見られる。又その唱詠なり弘通なりの年が大宋天聖十年(七年とあるものは誤)となつてゐる所にも問題がある。宋の天聖は實は九年で終り、十年は明道元年である。それは西紀一〇三二年に當るのであるが、この年を以て預修十王經の成立の年とするな

らば稍々遲きに過ぎる。實はもつと早く既にこの經典が成立してゐる筈である。その證據は發楚六帖第十六に「十王經闍維於未來世作佛、號普賢王如來、十號具足」云ふ文がある。これは確かに預修十王經の引用であるから、この書の作者は、この經を見たに相違なく、而してこの書は後晋の開運二年(西紀九四五)から後周の顯德元年(西紀九五五)に至る凡そ十年間に成つたものと云はれるから、天聖十年より八十年も前である。預修十王經の最下限、(即ちこの時確かに存在してゐた、この時より以後の成立とは云へない年限)は西紀九五五となる。結局藏川弘通の年から約八十年を遡ることゝなる。又その最上限は一寸定めるに困難だが、大體唐の道明和尚が十王を見たといふのが今日の所最上限であらねばならぬから、先づ唐宋の間に何人かの手によりて作られたのが預修十王經であると思はれる。從來藏川を作者に擬する説が一般に認められてゐるが、以上の考察の結果藏川はどうしても、只讚頌だけの作者であり、經典そのものもつと早く成立してゐたとせねばならぬことゝなる。かく見る時に藏川弘通の字面も極めてしつくりするのを覺えるし、又劈頭に「謹啓誦經誓勸有緣以五曾啓經入讚云云」の語の意義が判然するものと思ふ。

この預修十王經はかなり世にもてはやされた。これが文書の上に引用されたものを注意して行くと前掲の義楚六帖を始めとして次に龍舒淨土文十二に「生底只得悲啼痛切、死者不免神識奔馳、前途不見光明、舉眼全無伴侶、過奈河岸見之、無不悲傷、入鬼門關到者、盡皆悽慘、世上纔經七日陰間、押見十王、曹官抱案泣入情、獄率持又無笑面」とあるは奈河と云ひ、十王と云ふから必ず十王經の意味である。撰者王日休は西紀一一六〇より一一六二に至る年代の人である又。釋門正統四に「又有十王經者。乃成都府大聖慈寺沙門藏川所撰」とある。この書は天台の記傳史で、良渚沙門宗鑑の彙集にかゝり、宋嘉熙元年(西紀一二三二)に成つたとある。此處では藏川を作者と見てゐるが、

藏川の讚頌世に出でし以來已に二百年を經過してゐるから、かく藏川を作者と見るやうになつたものか。次に日本では良忠の法事讚私記上に、「問閻王本迹各有二經證。答佛說閻羅王授記四衆逆修生七往生淨土經云、成都府大聖慈寺沙門藏川述閻羅天子、於未來世、當得作佛、名曰普賢王如來、十號具足、國土嚴淨、百寶莊嚴、國名華嚴」とある。良忠は鎌倉時代の僧、西紀一一九九から一二八七に至る頗る長壽を以て終つてゐるが、この引用は預修十王經に相違なく、決して地藏十王經ではない。彼の所覽である以上、當時預修十王經は日本にも傳へられたことが確認される。然し其後この經は傳を失ひ、十王經と云へば地藏十王經のこと、解釋されて來たのである。

○

次に地藏十王經であるが、これは前來縷説する如く、經典としては愚劣極まるもので、決して識者の手に成つたものではなく、又時代も餘程後のものである。然し日蓮上人が十王讚嘆抄を書き(建長六年)その中には十王經に依つたらしい箇所も二三見られるから、この十王讚嘆抄を日蓮上人の眞作とすれば(録外書の中に收載されてゐる)、既に鎌倉時代に成立してゐたとせねばならぬが、どうも少し疑はしい所がある。たとひ鎌倉時代何人が好事家の手に成つたとしても、識者の一顧を値するに足るものでない。一體十王讚嘆抄註①にしても何か辯にまかせて饒舌り散らした體裁のもので、日蓮上人の作とすればあまり上人の價値を高めるものでない。寧ろ無くもがなで、却つて上人の價値を下げるものでないかと思ふ。

室町時代は延文元年(一三五六)になつて存覺上人の淨土見聞集が作られたが、これは十王經に依ると稱しながら、現在の地藏十王經に必ずしも一致せぬ。全く種々の異つた資料が取り入れられてあるやうであり、その典據の或るも

のは學者未だ何人も考へ得ないものもある。先啓目録に十王裁斷とか十王讚嘆とか云ふ書目が擧げられてゐる所から見て、或は恠うした名の書物が種々あつたものらしい。存師の文の優雅にして朗誦すべきは已に周知のこと、殊にこの集は十王經を資材としながら追善を勸むるに非ず、異つた立場から凡俗の誘引を企てたものなることは銘記すべきである。

さて地藏十王經をかくの如く鎌倉末期そこ／＼に成立したものと釘付にすると聊か困難なる事實がある。已に龍溫師も「難儀なる話あり」としてその解決はあまり明快に出てゐない。それはこの地藏十王經中に見える「死天の山」「葬頭河」「三瀬川」「三塗河」「奪衣婆」「懸衣翁」「衣領樹」などのことが古い日本文學に屢々見えるので、それは若し十王經を見て作つたとすればその十王經の成立をずつと早めねばならぬのでないか。さもなければ年代が符合しないと云ふのである。

天曆八年(九五四)から天延二年(九七四)の間に成つたと云はるゝ蜻蛉日記には、

みつせ川われより先に渡りなば、汀に詫ぶる身とやなりなむ。

又源氏物語「眞木柱」には

みつせ川渡らぬさきにいかで猶、涙の水脈のあわと消えなむ。

又同「幻」には、

死出の山越えにし人をしたふとてあとを見つゝも猶まどふかな。

源氏物語の年代に安和二年(九六九)を擬すれば稍溯ることになる。

註③
更に古今集戀の五、

しでの山ふも を見てぞ歸りにしつらき人より先づ越えじとて。

古今集の成立を延喜五年(九〇五)とすれば地蔵十王經からは三百年も早い時代に慙うした事項が文學に現はれてゐることになり、遅い成立の經典中の事項が早い時代に如何にして現はれてゐるか。時代が喰ひちがふといふのである。龍溫師は「古來十王經の末註を始めこの見聞集を讀むもの誰一人心を置きたる人なし。これ徒然草に所謂道風の朗詠なり」と云つてゐられる。尤も師の十王經年代は天聖十年が目安になつてゐて私の考とは少し遅くなつてゐる。而してその會通は「さすればこの死出の山三途の河は十王經を用ひたるに非ざるべし」。「たとひこの經はわたらずとも、業感の道理中有の間に種々の相を見ることは實に然るべきことにて(中略)暗に合したることなるべし」かう云つてゐられるが、私の考へ方は少し異ふ。一體冥界の事項は古來日本の民間傳説の中に種々の形を以て傳へられたのである。これは文書の形を取らずに土俗の間に口から耳へ語り傳へ、聞き傳へ、文書よりも強く一般民衆の心を支配し來つたものである。さいの河原の信仰の如き、血の池地獄、生まず女地獄の傳説の如きみな然りである。これらが或る時代になつて、恐らくそれも餘程後代になつて、少くとも支那傳來の十王經が渡つて、それが素地となつて、その上に組み立てられ、描かれ、現在の地藏十王經が成立したものである。だから現在の十王經は傳説の素因となるよりも寧ろその逆であつて、古い傳説の結果が集成されたと考へねばならぬものに屬する。成立年代はこれによりて影響されないのである。經典の成立と云ふことに關してはかうした過程が考慮に入れられねばならぬことは常のことである。偶々十王經に於て吾人はよき典型を見ることが出来るわけである。

尙ほ下學集などに見える十三佛と十王との配當年忌法要などのことも論ずべきであるが、それは他の機に譲るとして此に筆を擱く。(一六、一〇、二一)

註① 中村又衛氏「日蓮聖人の十王讚嘆鈔を讀みて」(法華、昭四、一一)

註② 先啓目錄の十王裁斷、十王讚嘆を泰富の菽麥記や僧僕の管窺に批評せり。鎌倉から室町へかけてこの種の書が相當にあつたものでないかと思はしめる。

註③ 更に新續古今集釋教の部、三條院御製に、地獄の繪に、しでの山を女、鬼におはれてなきてこえたるすがたかきたるを見つくりこし罪を友にてしる人もなくくこえし死出の山みち」。